

## 新聞・書籍等への軽減税率適用を求める意見書

国土が狭く資源も少ない我が国が、明治以降、世界有数の先進国となった背景には、活字文化の浸透による高い識字率があり、とりわけ新聞・書籍は、活字文化の中心的な役割を果たしてきた。

新聞は、広範なニュースや情報を正確に報道し、多様な意見・論評を広く提供することで、民主主義の健全な発展や活字文化の向上に尽くしており、書籍とともに、国民の知る権利にも応えている。

欧州の大半の先進国は、品目別の複数税率を導入し、食料品などとともに新聞・書籍にゼロ税率または軽減税率を適用している。これは、新聞・書籍を「民主主義の公共財」と位置づけ、「知識課税は避ける」との理念が浸透しているためである。我が国においても、新聞・書籍は重要な「知的インフラ」であり、活字文化を支える媒体である。

経済指標は改善傾向を示しているが、地方では景気回復の実感は乏しいのが現実である。政府は、来春以降、消費税率の引き上げを予定しているが、所得が思うようにふえない状況のもとで、税率が引き上げられると、家庭の経済的負担は増大し、やむなく新聞や書籍の購読、購入を中止するケースがふえるといった懸念は拭えない。年金生活の高齢者から若年層まで、国民が希望する新聞・書籍を手軽に読み続けられなくなれば、活字文化の衰退を招くことにもなりかねない。

よって、国においては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

- 1 消費増税に当たり、複数税率を導入すること。
- 2 新聞・書籍等への軽減税率を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年12月13日

広島県府中市議会